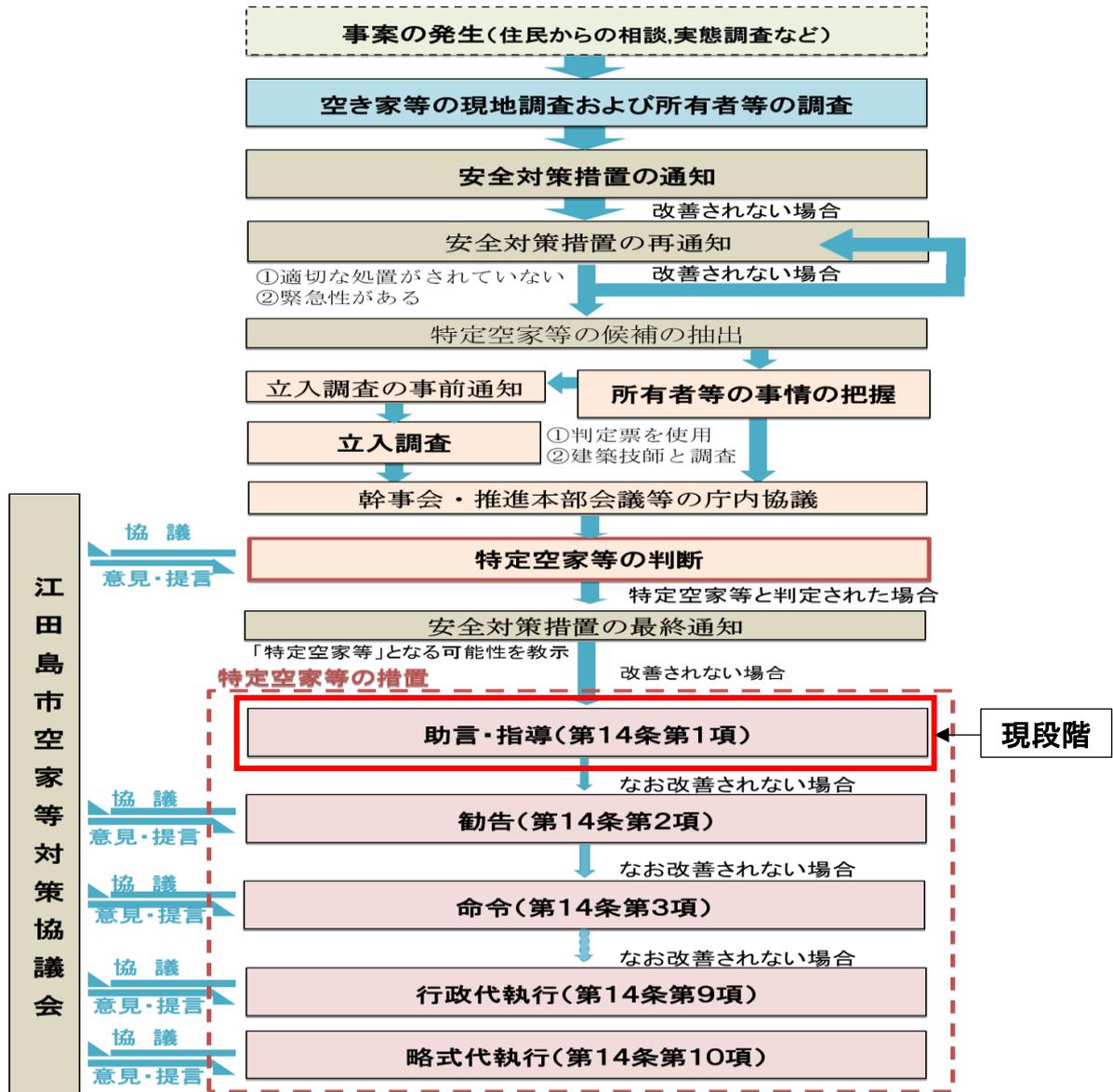


特定空家等に対する対応状況について

1 要旨

令和元年度に、特措法第2条第2項に規定の「特定空家等」(※)と判定した空き家について、同法第14条第1項に基づく指導状況について報告する。

2 手順フロー図



※ 特定空家等とは

「空家等対策の推進に関する特別措置法」においては、倒壊など著しく保安上危険となるおそれがあるなど、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる「空家等(居住等の使用がなされていないことが常態である建築物, 付属する工作物, その敷地)」と規定されています。